新型コロナウイルスの影響を受けている事業主の皆様へ

『家賃支援給付金』
申請個別相談会の開催

毎週火曜日
※要予約

日時：7月14日・21日・28日
8月4日・11日・18日・25日
午前10時～正午／午後１時～4時
（ご相談は1事業所１時間以内）

場所：佐久商工会議所会館

相談内容：制度概要・申請のアドバイス

相談対応者：行政書士・長野県よろず支援拠点コーディネーター
井出　浩一　氏

支給対象　（①②③すべてを満たす事業者）

①資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者　※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。

②5月～12月の売上高について、
・1ヵ月で前年同月比▲50%以上または、
・連続する3ヵ月の合計で前年同期比▲30%以上

③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い

《助成内容》　令和2年7月7日現在

【申請時の直近の支払家賃（月額）に基づき算出される給付額　（6ヵ月分）が支給されます】

家賃支援給付金概要　→

家賃支援給付金

主催　：佐久商工会議所中小企業相談所
まずはお気軽にご連絡下さい！（62-2520 ）